

議案第 69 号

職員の高齢者部分休業に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 3 の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（同条第 1 項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第 2 条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、板橋区規則で定める範囲内において、30 分を単位として行うものとする。

2 法第 26 条の 3 第 1 項の高年齢として条例で定める年齢は、60 歳とする。

3 高齢者部分休業の期間の始期は、前項に規定する年齢に達する日後の最初の 4 月 1 日以後の日とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第 3 条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該職員に係る高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた 1 週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第 4 条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、

当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(給与の減額)

第5条 職員（次項に規定する職員を除く。）が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和35年板橋区条例第10号。以下「給与条例」という。）第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額、管理職手当の月額及び給与条例第18条に規定する区規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年板橋区条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に給与条例第18条に規定する区規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定により短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、その額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）を減額して給与を支給する。

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年板橋区条例第31号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）の適用を受ける職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、幼稚園教育職員給与条例第19条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額、教職調整額の月額、管理職手当の月額及び幼稚園教育職員給与条例第22条に規定する教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年板橋区条例第30号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して

得た時間に幼稚園教育職員給与条例第22条に規定する教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に同項に規定する勤務時間を幼稚園教育職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）を減額して給与を支給する。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、板橋区規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年板橋区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「の規定による育児時間又は」を「に規定する育児時間、」に、「の規定による介護時間」を「に規定する介護時間又は地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該高齢者部分休業」に改める。

（提案理由）

職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するほか、所要の規定整備をする必要がある。